J A M 政策NEWS

2003年5月21日 第2003-36号

【発 行】J A M 【発行責任者】大 山 勝 也 【編 集】社会政策局 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

衆院・厚生労働委員会で

労働者派遣法改正案可決

5月21日、衆議院・厚生労働委員会が開催されました。鍵田議員をはじめとする野党の質疑の後、与野党の賛成・反対の討論を行い、民主党・山井議員は政府案に反対する立場から、「派遣先・派遣元の希望のみを優先したこれ以上にない規制緩和であり、リストラで残った社員は過労死寸前の残業状態である。国民の将来不安は消えない。すべて運用まかせの極めて不安定なもので、不十分である」と述べました。その後、17時35分に採決を行い、賛成多数(野党4党は反対)で政府案どおり可決しました。

なお、与野党6派から附帯決議の提案があり、派遣と請負の区分に関する基準の厳正指導など 7項目が決議されました。

労働基準法改正案・提案理由説明 また附帯決議の後、厚生労働大臣が労働基準 法改正案の提案理由説明を行いました。5月23日から、衆議院・厚生労働委員会で労働基準法の審議が開始されます。

労働法制改悪を許さない 5.21 集会

労働者派遣法改正案審議の山場を迎えた 21 日、連合は衆議院議員面会所で緊急集会を開催しました。この集会には鍵田議員他、民主党・社民党の厚生労働委員会委員も駆けつけ、それぞれ決意を述べ委員会へ向いました。連合・草野事務局長は「本日労基法改悪法案が趣旨説明されるが、大幅な抜本修正を求めていく。連合のみならず、すべての労働者の総力を挙げて改悪を阻止したい」と連合の決意を延べました。

なお集会には、JAMをはじめ、連合構成組織、連合東京から105名が参加しました。

<附 帯 決 議 要 旨>

政府は次の事項について適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

- 1.1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の提供を受けようとする場合、派遣先の労働者の過半数を組織する労働組合等から意見聴取が行われ意見が尊重されるよう、派遣先に対する指導に努めること。
- 2.雇用調整を実施中・実施直後に、解雇した労働者が就いていたポストに労働者派遣を受け入れる場合は労働者の理解を得られるよう努めなければならない旨を指針で明記し、周知に努めること。
- 3.派遣元事業主は労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、周知に努めること。
- 4.派遣先は、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、周知に努めること。
- 5.物の製造業務等への拡大にあたっては、偽装請負を行った派遣事業に対し、請負基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により適正に対処し、請負労働者保護のため、労基法等が遵守される取り組みを強力に進めること。

など、計7本